

次期障害者福祉計画等策定にあたっての基本方針(案)

令和8年4月

1 策定の趣旨

「第5次安城市障害者計画・第7期安城市障害福祉計画・第3期安城市障害児福祉計画」の計画期間が令和8年度で満了するため、時流に合わせた施策の見直しを行い、本市の障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるよう、次期計画を策定します。

2 計画の名称

安城市障害者福祉計画（第6次安城市障害者計画・第8期安城市障害福祉計画・第4期安城市障害児福祉計画）

3 計画の構成と根拠法

本市における障害のある人の現状や上位計画等の方向性、国の障害者福祉施策等を踏まえ、次の3つの計画を一体的に策定します。

- ・第6次安城市障害者計画
「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」
- ・第8期安城市障害福祉計画
「障害者総合支援法」第88条第1項の規定による「市町村障害福祉計画」
- ・第4期安城市障害児福祉計画
「児童福祉法」第33条の20第1項の規定による「市町村障害児福祉計画」

4 計画の期間

計画の計画期間は、第6次安城市障害者計画は令和9年度から令和14年度までの6年間、第8期安城市障害福祉計画及び第4期安城市障害児福祉計画は令和9年度から令和11年度までの3年間とします。

計画期間中には、定期的な進捗管理を行うとともに、必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うこととします。

(年度)	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
障害者計画		第6次計画						
障害福祉計画 障害児福祉計画		第8期障害福祉 第4期障害児福祉			第9期障害福祉 第5期障害児福祉			

5 第6次安城市障害者計画の方針

(1) 基本理念（テーマ）

計画の基本理念は、第5次計画を継承し、「わかりあい みとめあい ささえあう ～みんなしあわせ 安城市～」とします。

この基本理念は、「地域全体が障害のある人とその障害特性についての理解を深め（わかりあい）、相互に個性の差異と多様性を尊重して人格を認め（みとめあい）、地域で暮らし続けるために必要な支援や配慮を行いながら（ささえあう）、共に幸せに暮らせる社会の実現を目指す」というまちづくりの方向性を表したものです。

この基本理念は第2次安城市障害者計画以来掲げており、本市が目指すべき障害福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現していることから、本計画においても引き継ぎます。

(2) 計画を貫く視点（案）

基本理念を実現するために分野別施策を展開するうえで、次の3つの横断的な視点に留意しながら取組を推進します。

次期計画の「計画を貫く視点」は、第5次計画の考え方を継承するとともに、国において令和5年3月に策定された「障害者基本計画（第5次）」や安城市自立支援協議会共生のまち部会のスローガンである「なにはともあれ本人中心」などの考え方をもとに再設定しています。

視点1 「当事者視点」を大切にします

視点2 障害の特性を踏まえた施策の展開に努めます

視点3 あらゆる場面で障害への理解を深めます

(3) 重点施策

※今後検討

(4) 施策の体系（案）

施策の体系の「分野」の枠組みは第5次計画を継承しますが、各分野においてどのような状態を目指すのか、またはどのように進めていくのか等がわかりやすくなるよう、基本目標として整理します。なお、今後の施策・事業の整理や新規事業等の検討結果により、一部体系の変更が生じる可能性があります。

■次期計画体系(案)

分野（5次計画の枠組み）	次期計画における「基本目標」
1. 生活環境	1 安全・安心で支え合いのある地域社会の実現
2. 生活支援	2 生活の安定と心の豊かさを支える支援の充実
3. 相談・情報提供	3 人とのつながりや権利が守られる支援の充実
4. 療育・教育・子育て	4 子どもの育ちと学びを支える環境の充実
5. 保健・医療	5 障害の原因となる疾病の予防と健康支援の充実
6. 雇用・就労	6 就労機会と就労支援の充実
7. 啓発・広報	7 障害理解を深める啓発活動の充実

【参考】第4次、5次計画の変遷

	前回計画(第4次)	現行計画(第5次)
基本理念 (変更なし)	わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～	
視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別の解消 ・ 住み慣れた地域で生活するための支援体制づくり ・ 切れ目ない総合的な支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人の尊厳と自立を尊重します ・ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援に努めます ・ 「心のバリアフリー」が地域全体に広がるよう心掛けます
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ①地域生活支援拠点等の充実 ②療育体制の充実 ③就労支援の充実 ④生涯を通じた相談支援の充実と情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ①親亡き後を見据えた支援 ②相談支援の充実 ③就労支援の充実
体系	7つの分野ごとに18の施策、42の中間区分、149の取組で構成（4層構造） 取組ごとに担当課を掲載	7つの分野ごとに21の施策、85の取組で構成（3層構造） 取組ごとに指標と担当課を掲載

6 第8期安城市障害福祉計画・第4期安城市障害児福祉計画の方針

(1) 基本的な考え方

国が示す「基本指針」に即して、市町村・都道府県は障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定することとされています。そのため、このたび策定する「第8期安城市障害福祉計画及び第4期安城市障害児福祉計画」も、この「基本指針」が示す考え方や成果目標等を踏まえて策定します。

なお、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）を作成するための基本指針は令和8年3月31日に告示されています。

- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。

(2) 掲載する事項

各計画には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、次の事項を掲載します。また、国が示す「基本指針」に即して、必要な事項について検討し、掲載します。

■市町村障害福祉計画(障害者総合支援法 抜粋)

- 第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

■市町村障害児福祉計画(児童福祉法 抜粋)

- 第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

参考資料【基本指針改正（概要）】

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正について（概要）

1 改正の趣旨

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 87 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が令和 6 年度から令和 8 年度までの第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めている。

今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和 9 年度から令和 11 年度までの第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、基本指針について必要な改正を行ったものである。

2 主な改正内容

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 様々なデータを活用した地域移行者数の把握について記載
- ・ 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・ 施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合について記載
- ・ 入所施設における居室の個室化等の推進について記載

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備について記載

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進について記載
- ・ 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標を新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 地域支援体制の構築に係る成果目標について、4 つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・ インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標を新設
- ・ のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標を新設
- ・ 強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標を新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置のより一層の推進について記載
- ・ のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進について記載
- ・ 医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・ 協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

- ⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進について記載
 - ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標を新設
 - ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載
- ⑦ 障害福祉サービスの質の確保等
- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
 - ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標を新設
 - ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
 - ・障害児支援における人材育成の重要性を記載
- ⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
 - ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討について記載
 - ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
 - ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載
- ⑨ 高次脳機能障害者に対する支援
- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載
- ⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載
- ⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進について記載
- ⑫ 住宅セーフティネット制度との連携
- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携について記載
- ⑬ 地域差の是正・指定の在り方等
- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法を記載
 - ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請について記載
 - ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努めることを記載
- ⑭ 障害者等に対する虐待の防止等
- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進について記載
 - ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進について記載
 - ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携について記載
- ⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載
- ⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保
- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携について記載

・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

○ その他所要の改正を行う。

3 適用期日

令和9年4月1日